

- 「福井県庁グリーン購入推進方針」や「福井県建設リサイクルガイドライン」等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。
- 「グリーン購入ふくいネット」活動を通じて、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。

〈環境指標〉

項目	現状 (H13)	将来 (H22)
県リサイクル製品認定数	37	70
県リサイクル推進店登録数	128	160
市町村のグリーン購入取組み	3市町村	全市町村
グリーン購入ふくいネット会員数	328	500

(4) 不適正な処理の防止のための取組み

- 産業廃棄物が適正に運搬・処理されたことを確認する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正な運用を徹底します。
- 行政による立入検査等を強化し、安全で安心できる廃棄物処理施設や最終処分場の確保を図ります。
- 小型焼却炉の構造、維持管理に関する基準を遵守するよう強く指導するとともに野外焼却の禁止を徹底します。
- 「休日・夜間パトロール」や「スカイパトロール」、警察や隣接府県との連携など、行政による監視の強化を図ります。
- 「廃棄物不法処理防止連絡協議会」^{*1}の活動を通じ、県民や事業者への意識啓発を強化するとともに、「不法投棄110番」などの地域社会全体による監視体制を充実し、不適正な処理の防止を図ります。



スカイパトロール

(5) 産業廃棄物最終処分場等の確保

- 民間事業者による整備状況を踏まえながら、県内で発生した廃棄物の適正処理体制の確立と循環型社会形成の推進を図るため、公共関与によるモデル的施設（「福井県リサイクル推進センター（仮称）」）の整備を進めます。
- 「福井県リサイクル推進センター（仮称）」においては、溶融炉を中心に、民間では設置が困難な管理型最終処分場を設置し、併せて資源分別、情報収集提供、研修の各機能を持った施設を整備します。

(6) 資源循環システムの構築

- リサイクル技術の指導や先進的環境関連技術の開発研究を促進し、企業への浸

*1 廃棄物不法処理防止連絡協議会：産業廃棄物の不適正処理、不法投棄等の防止を目的に、平成6年2月、県、警察、市町村、関係団体で組織された。また、各健康福祉センター単位にブロック連絡協議会を置く。

透を図ることにより、事業者の環境に配慮した事業活動への転換を支援します。

- ・廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、新しい産業の振興や雇用の創出などが期待できる各種施設の集積をめざし、国の「エコタウン事業」を視野に置いた「資源循環拠点地域」について検討を進めます。
- ・分別収集品目を拡大し、消費者の環境負荷の少ない生活様式への転換を図り、限りある資源が適切に循環する社会の構築をめざします。
- ・「建設副産物対策連絡協議会」^{*1}において、建設副産物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に努めるとともに、建設廃棄物の活用や適正な処理を進めます。
- ・再生資材を利用した住宅建設等に対する支援により、再生資材の利用を促進します。
- ・福井県下水汚泥処理総合計画(平成14年度策定予定)に基づき、下水処理場から発生する汚泥の安定した処理と有効利用を促進します。
- ・家庭から排出される生ゴミや家畜糞尿等の未利用有機性資源^{*2}の活用基本計画づくりを進め、地域の実情に応じた堆肥化施設の導入により、未利用有機性資源の循環システム体制を確立します。
- ・木質資源の多段階利用や利用困難な廃材の合理的な処理方法について検討を進め、木質資源の有効利用を推進します。
- ・家畜排せつ物の管理の適正化と利用を図るため、処理施設および耕種農家と連携した広域堆肥化施設の整備を進めます。
- ・食品廃棄物のモデル的なリサイクル施設整備を支援し、食品産業等から排出される廃棄物の効率的な収集と高度利用を推進します。

〈環境指標〉

項目	現状(H12)	将来(H22)
産業廃棄物発生量	3,530千t	3,870千t
産業廃棄物のリサイクル量	1,671千t	1,817千t
産業廃棄物最終処分量	165千t	109千t
堆肥生産量	90,000t (H11)	154,000t
堆肥施用面積	2,300ha	20,000ha
未利用木質資源利用量	263千m ³	289千m ³



有機性資源の堆肥化施設

*1 建設副産物対策連絡協議会：建設副産物の利用促進を図るために、平成9年10月、県・国土交通省・民間の公共事業関係機関で組織された。

*2 未利用有機性資源：生物に由来する資源であって、処理を加えることによって再利用が可能なものの、具体的には、生ごみなどの食品関係廃棄物、わら類、家畜排せつ物、水産系廃棄物、木質系廃棄物、下水汚泥等